

氏名	山口隆之
学位の専攻分野の名称	博士(商学)
学位記番号	乙商第46号(文部科学省への報告番号乙第340号)
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位授与年月日	2010年9月9日
学位論文題目	<b>中小企業の理論と政策</b> <b>—フランスにみる潮流と課題—</b>
論文審査委員	(主査) 教授 深山 明 (副査) 教授 海道ノブチカ 教授 梶浦 昭友

## 論文内容の要旨

### 1. 目的と問題意識

本論文はフランスの中小企業に関する理論と政策を明らかにすることを主たる目的としている。そのために、まず、フランス中小企業の定義、地位、中小企業政策の特徴、さらにはフランス資本主義の特質などが考察される。次に、それらを基礎として、フランスにおける中小企業研究の発展過程が検討される。さらに、中小企業および中小企業研究に関する枠組条件となる各種の産業・中小企業政策が吟味されている。これらによって、本論文提出者は、フランスの中小企業、中小企業研究および中小企業政策の有機的関連を立体的に把握し、それらの潮流と課題を明示し、最終的には中小企業の経営学的研究を構想している。

本論文の構成は以下のとおりである。

はじめに

#### 第1部 中小企業研究の展開

第1章 フランス資本主義の発展と中小企業

第2章 中小企業研究のさきがけ

第3章 中小企業研究の発展

第4章 現代のフランス中小企業研究

#### 第2部 中小企業と企業間関係

第5章 伝統的下請論

第6章 下請論と中小企業の成長

第7章 「パートナーシップ」論

#### 第3部 中小企業政策の展開

第8章 「地域生産システム」の振興政策

第9章 産業クラスター政策

第10章 イノベーション政策と起業支援

おわりに まとめと展望

## 2. 各章の概要

### 第1部 中小企業研究の展開

まず、第1部では、フランス資本主義の特徴と中小企業の実態、環境を確認した上で、フランスにおける中小企業研究の潮流を明らかにしている。

第1章では、フランスにおける中小企業の定義、中小企業の地位、その背景となっているフランス資本主義、フランス経済の発展過程の特徴やその中の中小企業政策など、以下の分析の前提となる基本的事実を確認している。近年のフランスでは、わが国やアングロサクソン系諸国と類似の制度、施策、趨勢が見られる傾向にあるが、フランスの中小企業は、官僚や一部のエリート集団、政府や国家政策と密接な関係を持って存立する大企業セクターとは異なって、今日多くの国民にとってなお自由主義と個人主義を実現する場としての意義を有しており、そこに中小企業の存在理由の一つがあることなどを指摘している。

第2章においては、1960年代～1980年代中頃の中小企業研究の発展過程が考察されている。すなわち、企業規模論および企業成長論としての中小企業研究が検討されている。そのことを通じて、「中小企業の特殊性」を追求するアプローチと「中小企業の普遍性」を強調するアプローチという2つの接近方法が、「古典的対立」として明示されている。

第3章では、1980年代後半以降の研究の展開が検討されている。そして、1980年代半ば以前においては見られなかった考察様式が指摘されている。それは、中小企業の特殊性と多様性を考慮するアプローチと中小企業の普遍性と一様性を考慮するアプローチであって、それぞれ、「統合」アプローチおよび「変性」アプローチと称されている。しかし、それらも「古典的対立」という枠を超えるものではないことが明らかにされている。そして、これらのことを踏まえて、これまでのフランスにおける中小企業研究が総括され、その将来が展望されているのである。

第4章は、量的な資料を利用して、現在におけるフランス中小企業研究の動向を明らかにしている。その際、各種研究誌、博士論文、学会における実態が基礎とされている。

### 第2部 中小企業と企業間関係

第2部では、フランス中小企業問題を企業間関係の観点から考察している。中小企業が大企業に対する相対概念である以上、これら企業間関係の考察を抜きにして、その実態を把握することは困難である。したがって、まず、伝統的な下請論の考察・検討を通じて、いわゆる下請問題がフランスにおいていかに生起し、いかなる性質をもち、いかなる議論へと発展したのかが明らかされている。

第5章においては、1950年代に提唱された古典的な下請論たるウーシオ (Houssiaux, J.) の準統合 (quasi-intégration) 論が検討されている。これは、大企業と中小企業の垂直的統合と完全な市場取引の中間的形態であり、このことを通じての大企業と中小企業の協働関係を志向するものである。しかし、この理論は大企業の側からの一方的な効率性を追求するものとして把握されている。

第6章では、大企業の非効率性と中小企業の柔軟性に対する期待を背景とする新たな下請関係の模索が取り上げられている。すなわち、伝統的な下請論を批判する研究として、ベナン (Vennin, B.) とシャイユ (Chaillou, B.) の所説が考察されている。これらは伝統的な下請論を超えようとする試みであった。しかしながら、依然としてそれに成功していないということが明らかにされている。

第7章の考察対象は、「パートナーシップ」論である。これは1980年代以降の新たな企業間関係を背景とするものであった。たとえば、日本の製造業の有り様から大きな影響を受けたフランス自動車産業において、1980年頃から取引関係の変化が見られたが、そのことに規定されて「パートナーシップ」論が提唱された。この章では、かかる新しい企業間関係の内容が吟味・検討されている。そのことを通じて、「下請」論から「パートナーシップ」論へとという中小企業研究の性格変化が指摘されているのである。

### 第3部 中小企業政策の展開

第3部では、主としてマクロレベルの中小企業関連の政策内容を分析し、中小企業に対する影響を明らかにしている。グローバル化の進展と1980年代以降に本格化したEU中小企業政策の枠組みの中で、フランス中小企業政策や産業政策がいかなる変化を遂げつつあるのか、さらに、そこにおける問題は何かということ明らかにすることが第三部の狙いである。

第8章では、1990年代後半以降に本格的に展開されるに至ったフランスにおける「産業クラスター」政策の前身としてのフランス固有の「地域生産システム」の振興政策の内容把握が行われている。そして、フランスにおける議論が協調の側面に重点を置いたものであったこと、この政策が単なる経済的状況への対応手段としてだけでなく地域文化や地域社会の担い手としての中小企業の地位向上策としての意味を有していたことが明らかにされている。

第9章においては、2000年以降の産業政策の中心となっている「競争力の集積地」と称される集積の振興政策が、その背景、政策形成過程、政策内容、支援体制等の側面から考察されている。

第10章では、近年のフランスにおける研究開発の特徴、起業支援体制の特徴が明らかにされている。そして、「産業イノベーションのための動員計画」の素描等を通じて、近年のフランス中小企業政策が広くイノベーション政策や企業一般に向けられる政策の中に統合されつつあり、中小企業そのものに対する政策視点が希薄化しつつあるということが指摘されている。

## 論文審査結果の要旨

### 1. 本論文の意義

日本でフランスの企業をめぐる問題が取り上げられることは比較的少なかった。また、フランスの経営学に関する研究の蓄積もきわめて少ない。まして、フランスの中小企業の研究ということになると、稲葉襄著『フランス中小工業問題論（森山書店、1967年）があるのみである。稲葉氏の研究が明らかにされてから42年後に公刊されたのが本論文である。

日本においてフランスの企業会計に関しては比較的多くの研究が存在するが、フランス企業やフランス経営学に関する研究が少なかったということはさまざまな原因に還元され得る。しかしながら、フランスがドイツとともにEUを牽引する機関車としての役割を担い、EUの政策決定等においてもヘゲモニーをもつ国であることは周知のことである。近年、フランスは世界経済においてとみに重要な存在になってきている。このことと軌を一にして、フランス企業に対する関心も徐々に深まってきているといえよう。このような状況下において、本論文が本格的な中小企業に関する研究として明らかにされたことの意義は大きく、それはこれまでの中小企業研究上の空白を埋めるものである。それゆえ、本論文が中小企業研究の基本的文献という地位を獲得することは疑いないところである。

中小企業が一義的に捉えられないのと同様に、中小企業論の研究対象・課題・方法はきわめて多様である。日本は、英米と並んで、中小企業等に関する研究業績の多い国であり、それらは質的にも量的にも世界でも有数の水準に達しているといえる。ただ、日本では、産業構造論や下請制の研究の一環として、大企業との関係で中小企業を捉える研究が盛んであり、かかる構造的矛盾をどのように考えるかといった経済政策面からの研究が圧倒的に多い。かつての「二重構造論」などはその典型である。そのような文脈の中で「中小企業問題」ということがよく言われた。かかる傾向が日本の中小企業研究の特徴であったとも言える。このような状況の下で、中小企業のマネジメントに関する研究は、皆無とはいえないが、きわめて少ないというのが現状である。かつて、中小企業のマネジメントの問題は21世紀の課題であると言われたが、それは10年ばかり前のことであった。ここに中小企業研究上の第2の空白地帯が認められ得る。

本論文は、中小企業の管理論的研究を志向している。このことは類書に見られない特徴であり、中小企業研究の新たな領域の開拓に貢献するものといえる。本論文中においても指摘されているが、フランスでは、特異な条件に規定されて中小企業が問題となることが少なく、中小企業研究が他国と比べて遅く始まることとなった。そして、中小企業研究の後発性のゆえに、管理論的研究が中心となったのである。本論文提出者は、このことに触発されて中小企業の管理論的研究すなわち中小企業のマネジメントの研究を志向し、上述のような研究上の第2の空白を埋めんとしているのである。

以上のことから明らかなように、本論文は中小企業研究の2つの空白を埋め、従来とは異なる研究成果を明らかにせんとする意欲的な研究の成果であるといえる。本論文の学界に対する貢献は大きい。

## 2. 本論文の課題

本論文は上述のような意義を有するものであるが、いくつかの課題がなお残されている。

本論文の第2章、第3章および第4章において、フランスの中小企業研究の発展過程が考察されている。しかしながら、それは文献史として説明されているのみである。文献史はそれなりの意義をもつものではあるが、それだけではそれぞれの学説の意味を十全に捉えることはできない。もとより社会科学は須く実践に基づいている。実践におけるさまざまな要請に応えるために理論が生起してくるものである。したがって、それぞれの所説が実践からいかなる問題を受け取り、それをいかように考え、実践の要請にいかに応えてきたかということが明らかにされなければならない。そのことによって、各理論の真の意味を捉えることができるからである。このことは今後に残された大きな課題である。さらに、第5章、第6章および第7章においてフランスの企業間関係を説明する場合に、「下請」論から脱却して「パートナーシップ」論に依拠することの必要性が説かれている。それが本論文では「学史的転換」として捉えられている。このような「学史的転換」はいかなる実践の問題に基づいて生じたのかということの解明も望まれる。そうすれば、フランス中小企業研究の潮流と「学史的転換」の関係もより明確になるであろう。

本論文にはこうした課題が残されているが、これらは決してこの論文の価値を損なうものではない。論文の提出者には、残された課題に取り組み、研究成果を上げることが大いに期待される。審査委員は、本論文提出者が博士（商学）の学位を受けるに値するものと判断する。